

# 沖縄県福祉サービス第三者評価事業

## 内容評価基準

(認定こども園版)

令和6年3月25日

沖縄県子ども生活福祉部

■内容評価基準の評価方法について

○教育・保育内容については、実際の教育・保育の状況を観察することができないことも多いことから、次の文書等を通して確認することが必要となります。

- ・標準的な実施方法の文書化したもの（手引書・マニュアル等）
- ・全体的な計画・指導計画等の保育の計画
- ・アセスメント票、保育日誌等の記録

○上記の名称の文書等がない場合、その他の方法で文書化され実施されていることが分れば、それに基づいて評価を行います。

○必要に応じ、訪問調査において、自己評価結果や上記の文書等の内容を踏まえ、実施状況を施設長、担当職員からの聴取等により確認します。

■『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』について

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第10条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めたもの。

○『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』の理解を図るため、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説』が内閣府・文部科学省・厚生労働省より示されています。

○幼保連携型認定こども園では、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』の内容を十分に理解し、要領に基づき保育を行うことが基本とされています。

■子ども・子育て支援新制度における情報公表について

○子ども・子育て支援法にもとづき、施設・事業所において提供する教育・保育に係る情報（施設運営に関する事項、従事者に関する事項、教育・保育等の内容に関する事項等）を都道府県知事に報告し、都道府県知事が公表することとされています。

## A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育

### A-1-(1) 子どもの権利擁護

#### A① A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。

##### 【判断基準】

- a) 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。
- b) 子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。
- c) 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されていない。

##### 評価の着眼点

- 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、保育教諭等の理解が図られている。
- 子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた教育・保育が実施されている。
- 権利擁護に関する取組について保育教諭等が具体的に検討する機会を定期的に設けている。
- 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。
- 保育教諭等の中で子どもの権利に関する研修の機会を持っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、子どもの権利条約に謳われている、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等を保障するため、子ども自身を権利主体として尊重した教育・保育への取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○自分から声を上げられない園児の権利を保障するための取組は重要です。

○子どもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。

○共生社会の形成に向けて、多様性の視点も大切です。それぞれのもつ文化や性的指向、性自認の多様性を尊重するための学習の機会や取組を施設としてどのように行っているかという点も大切な視点です。

○また、園児に権利擁護の取組を周知した上で、規程やマニュアルに基づく養育・支援が確実に行われなければなりません。

○マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、保育教諭等が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討する機会等を通じて、その意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。

○認定こども園では、園児の心身の状況や家庭での生活・支援の状況等を把握できる機会があるだけでなく、保護者等の状況を把握することが可能です。入所している園児に限らず、虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。

### (3) 評価の留意点

○子どもの権利擁護並びに虐待等の権利侵害の防止等に関する具体的な取組や記録等を確認します。

○子どもの権利擁護は、認定こども園の使命・役割の基本であり、虐待等の権利侵害を防止することは法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性を踏まえた適切な評価が求められます。

○権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。

○子どもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、「I-1 理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。

## A-2 教育・保育内容

### A-2-（1） 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成

#### A② A-2-（1）-① 認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成している。

##### 【判断基準】

- a) 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成している。
- b) 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成しているが、十分ではない。
- c) 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成していない。

##### 評価の着眼点

- 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、教育基本法、児童福祉法、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの趣旨をとらえて作成している。
- 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、養護（生命の保持・情緒の安定）と教育（健康・人間関係・環境・言語・表現）の各領域を考慮して作成している。
- 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定こども園の理念、教育・保育要領や目標に基づいて作成している。
- 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、園児の発達過程、園児と家庭の状況や教育・保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、教育・保育に関わる職員が参画して作成している。
- 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

## (1) 目的

○本評価基準は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき、園児の発達過程を踏まえ、園児の心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ、教育・保育に関わる保育教諭等の参画により、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成しているかを評価します。また、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の評価・改善の状況について評価します。

## (2) 趣旨・解説

○認定こども園の教育・保育は、教育・保育に関する専門性を有する保育教諭等が、家庭との緊密な連携のもとに、園児の状況や発達過程をふまえて、認定こども園における環境を通して、教育及び保育を一体的に行うことを特性としています。

○教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定こども園の教育・保育の基本であり、入園しているすべての園児を主体とし、発達過程を踏まえ、認定こども園での生活を通して総合的に展開されるものです。入園期間に、教育・保育の目標を達成することができるよう全体的かつ一貫性のある計画であり、施設長の責任の下、教育・保育に関わる職員の参画により創意工夫して作成されるものです。

○教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成により、認定こども園全体で組織的・計画的に教育・保育に取り組むこと、一貫性・連続性のある実践を展開することが期待されています。

○教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、以下の事項を踏まえ作成されなければなりません。

- ・ 児童憲章、児童の権利に関する条約、教育基本法、児童福祉法、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に示されている理念などをふまえ、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、に基づき作成されている。
- ・ 認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づいて作成されている。
- ・ 地域の実態、園児と家庭の状況や教育・保育時間などを考慮し、園児の発達過程に応じ、長期的見通しをもって作成されている。
- ・ 園児の生活の連続性、園児の発達の連続性に留意している。
- ・ 上記を踏まえ、認定こども園がそれぞれの特色を生かし創意工夫し、教育・保育が実践できるよう作成している。

○認定こども園の指導計画は、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画に基づき作成します。教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画と指導計画による教育・保育実践の振り返り、記録等を通して、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の評価を行い、次の作成に生かしていくことが必要です。

○園長は、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成し、全職員の協力体制のもと、組織的かつ計画的に教育及び保育活動の質の向上を図ることが求められています。

### (3) 評価の留意点

○認定こども園の理念、教育・保育の方針が明文化されていない場合には、「c」評価とします。ただし、認定こども園の理念、教育・保育の方針を教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画には記載せず、別に定めている認定こども園もあります。

○教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成方法を確認するとともに、園児の心身の発達や家庭及び地域の実態をどのように捉え教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画に反映しているか、さらに、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の評価・改善の状況について確認します。

○本評価基準では、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成について評価を行い、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画に基づく指導計画の作成は、「42 Ⅲ-2-(2)-①」で評価します。

A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開

A③ A-2-(2)-① 生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

評価の着眼点

- 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- 認定こども園内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- 一人ひとりの園児が、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、園児が利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、清潔で安全な環境を基本として、生活の場として園児たちが安心して、くつろぎ、心地よく過ごすことのできる環境を構成する取組・工夫について評価します。

### (2) 趣旨・解説

○認定こども園における教育・保育の基本は、環境を通して、教育及び保育が一体的に展開されることであり、計画的に教育・保育環境を構成していくことが重要です。

○教育・保育の環境には、保育教諭等や園児などの人的環境、自然や社会事象などもあり、それらが総合的に構成されるものです。

○本評価基準では、生活にふさわしい場として、園児が安心してくつろぎ、心地よく過ごすことができるよう、認定こども園内外の設備・用具等が創意工夫をもって整備されているかとの観点で評価します。

○認定こども園は、園児の福祉を増進することに最もふさわしい生活の場であることが求められており、園児の生活が安定し、活動が豊かなものになるように、環境を構成し、工夫して教育・保育を行うことが大切です。

○室温、湿度の調整、換気、部屋の明るさ、音や声の大きさなどに配慮し、心身の健康と情緒の安定が図れるよう環境を整えます。また、乳幼児は、心身が未熟で抵抗力が弱いため、常に清潔な環境が保つことも必要です。

○家具や遊具の素材・配置等により、園児たちが安心してくつろげる環境を構成し、環境を生かし工夫して教育・保育を行います。

○食事、睡眠、排泄等の空間が、園児の発達過程を踏まえ、心地よいものとなるよう整備されていることも必要です。

### (3) 評価の留意点

○認定こども園がどのような環境づくりを目指して整備を図っているのかを捉えたうえで、具体的な取組を確認します。

○園児が、清潔かつ安全で、安心感をもって生活できるよう、環境を整える取組や工夫、環境を通じた教育・保育実践について確認します。

○建物・設備、備品の整備状況といった観点とともに、園児が心地よく安心して過ごすことのできる環境を、認定こども園の工夫・取組によりどのように構成しているかについて評価します。

**A④** A-2-(2)-② 一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。

**【判断基準】**

- a) 一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。
- b) 一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っていない。

**評価の着眼点**

- 園児の発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの園児の個人差を十分に把握し、教育・保育を行っている。
- 園児が安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- 自分を表現する力が十分でない園児の気持ちをくみとろうとしている。
- 園児の欲求を受けとめ、園児の気持ちにそって適切に対応している。
- 園児に分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、一人ひとりの園児の理解を深め受容することにより、園児の状態に応じた教育・保育や援助が行われているかを評価します。

### (2) 趣旨・解説

○園児の最善の利益を考慮し、心身ともに健やかな園児を育てるために園児のあるがままの姿を受け止め、きめ細やかな関わりや援助をしていくことが必要です。そのためには、園児を理解することが重要です。

○園児を受容していくためには、家庭環境や生活リズム、一人ひとりの園児の発達等から生じる一人ひとりの園児の個人差を十分に把握し、職員間で共通理解を深めておく必要があります。

○園児が安心して関わることができる保育教諭等の存在が、園児の安定した生活を支えています。園児の欲求や気持ちに応じて優しく対応することにより、園児は心地よくなる喜びとともに、自分の働きかけによって応じられた行為の意味を感じ取ることができます。

○園児のゆったりとしたくつろいだ時間の流れは、保育教諭等の援助・配慮により支えられています。「早くしなさい」とせかす言葉や「ダメ」、「いけません」など制止させる言葉を不必要に用いないように配慮する必要があります。

### (3) 評価の留意点

○園児の発達過程や家庭環境など一人ひとりの園児の状態を十分把握したうえで記録し、保育教諭等の間で共有するための取組について確認します。

○観察や記録において、気になる場面や対応については、①園児の内面や状況を理解しているか、②保育教諭等がどのような配慮をしているか、といった点に留意して、その援助の内容を確認します。

**A⑤** A-2-(2)-③ 園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

**【判断基準】**

- a) 園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。

**評価の着眼点**

- 一人ひとりの園児の発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
- 基本的な生活習慣の習得にあたっては、園児が自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
- 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの園児の主体性を尊重している。
- 一人ひとりの園児の状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、園児が理解できるように働きかけている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、園児が自分でやろうとする気持ちを育み、園児たちが健康で安全な生活に必要な基本的な生活習慣（食事、排泄、睡眠、着脱、清潔など）を身につけることができる環境整備と援助の取組について評価します。

### (2) 趣旨・解説

○認定こども園における生活の中で、園児の発達状況等に応じて、食事、排泄、衣類の着脱、身の回りを清潔にすること、適度な運動と休息をとることなどを身につけていくことが重要です。

○生活習慣の取得は、急がせることなく、一人ひとりの園児にとって適切な時期に援助していくことが大切です。園児に分かりやすい方法・やり方などを示し、自分でできた達成感を味わえるように援助します。

○保護者との情報交換を行い、一人ひとりの園児の家庭での生活状況や生活リズムを考慮することが大切です。

○基本的な生活習慣を身につける過程において、園児が自分でやろうとする気持ちを育む工夫についても評価します。おもしろしをしたときなどは、子どもの心を傷つけないよう援助・配慮をすることが必要です。

○自分の健康に関心を持ち、病気の予防や健康増進のための習慣や態度を身につけられるよう、基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、園児が理解できるように工夫し援助することが大切です。

### (3) 評価の留意点

○一人ひとりの園児にとって、発達に応じた適切な時期に、園児が自分でやろうとする気持ちを育み、基本的な生活習慣の習得ができるよう環境を整え、援助が行われているかを確認します。

○一人ひとりの園児の家庭環境等に配慮した環境整備と援助の取組について確認します。

○排泄・着替え等の生活場面におけるプライバシー保護については、「[29](#) Ⅲ-1-(1)-②」で評価します。

**A⑥** A-2-(2)-④ 園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。

**【判断基準】**

- a) 園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。
- b) 園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 園児が主体的に活動できる環境の整備や、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。

**評価の着眼点**

- 園児が自主的・自発的に生活と遊びができる環境（時間と空間）の配慮をしている。
- 園児が自発性を発揮できるよう援助している。
- 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
- 戸外・園外活動には、季節の移り変わりを感じることができるような視点を取り入れている。
- 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係や決まりの大切さに気づき、自分の気持ちを整理する力が育まれるよう援助している。
- 園児たちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
- 園児が一人ひとりの状況に応じて、「言葉で伝え合い」、「言葉に対する感覚を養えるよう」配慮している。
- 園児が様々な表現活動を楽しめるよう工夫している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びが豊かに展開される教育・保育の取組・工夫について評価します。

### (2) 趣旨・解説

○園児が自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、園児の主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすることが、生活や遊びを通して総合的に行われることが重要です。

○園児が主体的に活動するためには、第一に、園児が自らしてみようとする気持ちを受け止めること、第二に、安心して挑戦していくことができるように働きかけること、第三に、園児が自らやり遂げたことを受け止めて園児の満足感や達成感を共有することが重要です。

○園児たちの戸外や園外活動がどのような「目的」を持って行われているかを確認する。単なる外遊びではなく、「園児が身の回りの環境の変化を体験できるようなものとなっているか」を確認します。

○友だちと協同で活動できるような環境や援助が必要です。一人でじっくりと取り組める環境のほか、園児が友だちと協同して遊びや活動ができる機会を提供するなど、友だち同士のやりとりを促すような環境を整えるとともに、保育教諭等が子ども同士の活動をつなぐような援助が大切です。

○様々な人間関係として、クラスの友だち以外にも異年齢児や園の中の大人、地域の方との関わりなど、豊かな人との関わりの場や機会が設定されているかどうかも重要です。

○生活環境の変化から、園児たちは身近な自然に触れたり、様々な人と関わったりすることが難しくなっています。たとえ自然環境が豊かな地域に住んでいても、積極的に自然と関わるためには、これまで以上に保育教諭等の配慮が必要です。物理的にあまり豊かとは言えない環境においても、園児たちが主体的に自然や社会に関わることができるように工夫することによって、その効果を最大限にすることが求められます。

○豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにするため、経験したこと、感じたこと、考えたことなどを自由に表現できる環境の整備や機械の提供により、援助することが必要です。

### (3) 評価の留意点

○乳児、3歳未満児、3歳以上児などの発達に応じ、園児が主体的・自発的に活動できる環境を整え、教育・保育が行われているかを確認します。

○一日の教育・保育のなかで、園児が主体的に生活と遊びができるための工夫が、どのように行われているかを確認します。

○集団や異年齢、個別対応など、それぞれの場面で主体的に活動できる環境をどのように設定し、教育・保育を行っているかを確認します。

**A7** A-2-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

**【判断基準】**

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

**評価の着眼点**

- 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
- 0歳児が、安心して、保育教諭等と愛着関係（情緒の安定）が持てるよう配慮している。
- 園児の表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
- 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
- 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
- 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、乳児保育における、養護と教育が一体的に展開される適切な環境の整備と保育の内容・方法の取組について評価します。

### (2) 趣旨・解説

○保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、乳児保育に関わるねらい及び内容について、「健やかに伸び伸びと育つ」、「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」の3つの視点から記載されており、こうした視点のもとに保育が計画的に行われる必要があります。

○乳児期は、発達が著しく、個人差が大きい時期であり、一人ひとりの園児の状況に応じた保育が基本となります。未熟な乳児の健康と安全を確保し、応答的に関わる特定の大人（保育教諭等）との関わりによって生理的な欲求の充足や情緒の安定を図りながら愛着関係を形成するとともに、探索活動や遊びにより主体的に生きていく基盤を培います。

○認定こども園の特性は、養護と教育が一体となって、豊かな人間性を培うよう園児を育成していくことです。生活の中で、園児の生命の保持及び情緒の安定を図るために保育教諭等が行う援助や関わりである養護と園児が健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である教育が一体的に展開されます。

○乳児保育は、以下の事項に配慮して行う必要があります。

- 疾病への抵抗力の弱さ、心身の機能の未熟さから、一人ひとりの園児の発育・発達や健康状態の適切な判断に基づく保健的な対応を行う。
- 一人ひとりの園児の生育歴の違いに留意し、特定の保育士などが応答的に関わるよう努める。
- 保育教諭間や嘱託医との連携を図る。また、看護師及び栄養士等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図る。
- 保護者との信頼関係をもとに保育を進め、保護者からの相談に応じる等保護者への支援に努める。
- 担当の保育教諭が替わる場合には、保育教諭間で協力して対応する。

○乳児が成長するうえで、最も重要なことは、人との継続的かつ応答的な関わりです。特定の保育教諭等が、愛情豊かに優しく語りかけながら世話をすることにより、乳児は顔を見たり、表情を変えたり、声に反応したりし、園児なりに自分の気持ちを表現していきます。

○このため、喃語（乳児のまだ言葉にならない声）にはゆったりとやさしく応える、授乳は抱いて微笑みかけたりしながらゆったりと飲ませるなどの関わりが必要です。

### (3) 評価の留意点

○一人ひとりの園児の状態にそって、乳児保育において配慮する事項をふまえた、保育室の環境と保育教諭等の関わりなどの保育内容を、個別の指導計画や記録等と職員からの聴収等により確認します。

○乳児の発達過程に応じて、養護と教育の一体的な保育の取組の全体構成を明確にし、保育実践に取り組んでいるか確認します。

○送迎時の保護者との関わりや連絡帳等を通じて、保護者とどのように連携を図っているのか、また保育にどのように生かしているのかを確認します。

**A⑧** A-2-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

**【判断基準】**

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

**評価の着眼点**

- 一人ひとりの園児の状況に応じ、園児が自分でしようとする気持ちを尊重している。
- 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
- 園児が安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
- 園児の自我の育ちを受け止め、保育教諭等が適切な関わりをしている。
- 保育教諭等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。
- 様々な年齢の園児や、保育教諭以外の大人との関わりを図っている。
- 一人ひとりの園児の状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、3歳未満児（1・2歳児）の保育における、養護と教育が一体的に展開される適切な環境の整備と保育の内容・方法の取組について評価します。

### (2) 趣旨・解説

○保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、3歳未満児（1・2歳児）の保育に関わるねらい及び内容について、「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域による記載がなされており、こうした視点のもとに保育が計画的に行われる必要があります。

○3歳未満児の保育は、以下の事項に配慮して行う必要があります。

- ・ 感染症にかかりやすい時期であり、日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を図る。
- ・ 生活に必要な基本的な習慣については、一人ひとりの園児の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、園児が自分でしようとする気持ちを尊重する。
- ・ 探索活動が十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、様々な遊びを取り入れる。
- ・ 園児の自我の育ちを見守り、その気持ちを受け止めるとともに、友だちの気持ちや友だちとの関わり方を丁寧に伝えていく。
- ・ 情緒の安定を図り、園児の自発的な活動を促していく。
- ・ 担当の保育教諭が替わる場合には、保育士間で協力して対応する。

○3歳未満児の保育においては、その発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの園児の育ちに合わせ、食事や、衣類の着脱など基本的な生活習慣がしだいに身につくよう配慮することが必要です。

○園児の自我の育ちを支えられるよう、園児が自分でしようとする気持ちを尊重することや、周囲に環境や人・ものへの探索行動を存分にできるように、安全に配慮しながら環境を整備したり保育教諭等が関わったりすることが求められます。

### (3) 評価の留意点

○一人ひとりの園児の状態にそって、3歳未満児の保育において配慮する事項をふまえた、保育室の環境と保育教諭等の関わりなどの保育内容を、個別の指導計画や記録等と保育教諭等からの聴収等により確認します。

○3歳未満児の発達過程に応じて、養護と教育の一体的な保育の取組の全体構成を明確にし、保育実践に取り組んでいるか確認します。

○送迎時の保護者との関わりや連絡帳等を通じて、保護者とどのように連携を図っているのか、また保育にどのように生かしているのかを確認します。

**A⑨** A-2-(2)-⑦ 3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。

**【判断基準】**

- a) 適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。

**評価の着眼点**

- 3歳児の教育・保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。
- 4歳児の教育・保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。
- 5歳児の教育・保育に関して、集団の中で一人ひとりの園児の個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。
- 園児の育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準は、3歳以上児の教育・保育における、養護と教育が一体的に展開される適切な環境の整備と教育・保育の内容・方法の取組について評価します。

### (2) 趣旨・解説

○幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容について、「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域による記載がなされており、こうした視点のもとに教育・保育が計画的に行われる必要があります。

○3歳以上児（3・4・5歳児等）の教育・保育は、以下の事項に配慮して行う必要があります。

- 基本的な習慣や態度を身につけることの大切さを理解し、適切な行動を選択できるように配慮する。
- 園児の情緒が安定し、自己を十分に発揮して活動することを通して、やり遂げる喜びや自信を持つことができるように配慮する。
- 遊びの中で、全身を動かして意欲的に活動することにより、身体の諸機能の発達が促され、興味や関心が戸外にも向くように配慮する。
- けんかなど葛藤を経験しながらしだいに相手の気持ちを理解し、相互に必要な存在であることを実感できるように配慮する。
- 生活や遊びを通して、決まりの大切さに気づき、自ら判断して行動できるように配慮する。
- 自然との触れ合いにより、豊かな感性や認識力、思考力及び表現力が培われ、自然との関わりを深めるように工夫する。
- 自分の気持ちや経験を自分なりの言葉で表現することの大切さに留意し、園児の話しかけに応じるよう心がける。また、園児が仲間と伝え合ったり、話し合うことの楽しさが味わえるように配慮する。
- 感じたこと、思ったこと、想像したことなどを、様々な方法で創意工夫を凝らして自由に表現できるよう、環境の設定に留意する。
- 認定こども園の教育・保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに留意し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにする。

○3歳から就学前までの園児の教育・保育は、その発達的特徴を踏まえ、一人ひとりの園児の育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図るとともに、友だちや他の人々との関わりが深まり、ものごとへの関心を高めていくことができるよう、配慮することが必要です。

○幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示される内容（健康・人間関係・環境・言葉・表現）を、生活と遊びを通して総合的に身につけられるよう計画を立て、実践することが求められます。

○集団の中で安定して過ごすことができるようになることから、自己を十分発揮できるようになる段階を経て、友だちと協力して何か一つのことをやり遂げる、協同的な活動ができる段階に至るよう、教育・保育環境を整え援助することが重要です。

### (3) 評価の留意点

- 3歳以上児の発達に応じた、教室の環境と保育教諭の一人ひとりの園児・集団への関わり等の教育・保育内容を確認します。
  
- 3歳以上児の発達過程に応じて、養護と教育の一体的な内容の取組の全体構成を明確にし、教育・保育実践に取り組んでいるか確認します。

**A⑩ A-2-(2)-⑧ 障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。**

**【判断基準】**

- a) 障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある園児が安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。

**評価の着眼点**

- 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
- 障害のある園児の状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
- 計画に基づき、園児の特性に応じた指導・援助を行っている。
- 園児同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
- 保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。
- 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- 保育教諭等は、障害のある園児の教育・保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。
- 他の保護者に、障害のある園児の教育・保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、障害のある園児が安心して生活できる環境の整備と教育・保育の内容・方法の取組について評価します。

### (2) 趣旨・解説

○障害のある園児の教育・保育は、一人ひとりの園児の発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある園児が他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう指導計画の中に位置づけること、また園児の状況に応じた教育・保育を実施するため、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応が求められています。

○建物・設備などは、障害に応じて整備する必要があります。また、教育・保育環境の工夫等により落ち着いて安心して過ごすための配慮が必要です。

○障害のある子ども一人ひとりの状態を的確に把握し、安定して生活を送る中で、園児が自己を十分に発揮できるよう長期的な見通しをもって教育・保育を行います。そのため、個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけておくことが大切です。

○個別の指導計画を作成し、園児の発達状況や課題等について保護者と情報を共有し、共通認識を持つよう努めることが重要です。その際、医療機関や専門機関（障害福祉サービス事業者等）による療育方針・方法を共有する、専門機関（障害福祉サービス事業者等）の療育を受けていない場合には、必要に応じて紹介をするといった取組も必要です。

○必要に応じて、医療機関や専門機関（障害福祉サービス事業者等）と連携を図ることは、障害のある園児の発達を支えるうえでも、園児の状態に応じた教育・保育を行ううえでも重要です。

○職員が、障害のある園児の教育・保育に関して必要な知識や情報を得るために、研修を受けたり、認定こども園全体で定期的に話し合う機会を設けるなどの取組を組織的に行うことも重要です。

○認定こども園の保護者全体に対して、障害のある園児の教育・保育について理解を深める取組も必要です。

### (3) 評価の留意点

○教育・保育環境、保育教諭の関わりと友だちとの関わり、活動等の内容および保育教諭等の研修状況等について、個別の指導計画や記録等と保育教諭等からの聴取等により確認します。

○保護者の思いや不安などについて、保育教諭等が相談・援助していることや、プライバシーに配慮していることなどの取組を確認します。

○障害のある園児が入所していない認定こども園もありますが、障害の診断を受けていないが配慮を必要とする園児が入所していたり、入園後に保育教諭が発達の課題に気づくこともあります。その際に、どのように指導・援助を行っているのかについても評価の対象とします。

○行政や関係機関等との協力・連携が図られている場合には、その具体的な方法についても確認します。

A⑪ A-2-(2)-⑨ それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。

【判断基準】

- a) それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮していない。

評価の着眼点

- 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、園児主体の計画性をもった取組となっている。
- 在園時間の長い子ども園児が安心し、家庭的でゆったりと過ごすことができる環境に配慮している。
- 在園時間が長くなる中で、教育・保育形態の変化がある場合でも園児が楽しく過ごせるよう配慮している。
- 年齢の異なる園児と一緒に過ごすことに配慮している。
- 園児の在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
- 在園時間の長い園児に配慮した、安全な午睡環境を整備している。
- 園児の状況について、保育教諭間の引継ぎを適切に行っている。
- 担当の保育教諭と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。
- 1号認定園児の長期休暇後の教育・保育内容が配慮されている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、それぞれの園児によって在園時間が異なることや、長時間にわたる教育・保育を考慮した環境の整備と教育・保育の内容・方法の取組について評価します。

### (2) 趣旨・解説

○在園時間の長い園児がくつろいで安心して心地よく過ごすことのできる環境が大切です。そのため、教室の環境、教育・保育の内容、職員体制、保護者との連携などに配慮が必要です。

○園児の発達過程、生活のリズムや在園時間及び心身の状態に十分配慮して、教育・保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけることが必要です。

○夕方以降の時間帯においては、園児が一日の疲れを感じている時間であり、教室が変わったり、年齢の異なる園児と一緒に過ごすなどの環境の変化があります。家庭的でゆったりと過ごすことのできる環境や保育教諭等の関わりが必要です。

○在園時間の長い園児に対しておやつや軽食を提供する場合は、園児の生活リズムを視野に入れ、1日の食事の時間や量・内容などを保護者と情報交換し、献立について配慮することも必要です。

○保育教諭間で一人ひとりの園児の状況について共通理解を図るとともに、引き継ぎの際には、保育教諭間での正確な情報の伝達により、園児や保護者が不安を抱くことがないように取組が必要です。

○在園時間が長い場合においては、家庭との緊密な連携により、園児の生活の様子や育ちの姿を伝え合い、園児の思いや1日の全体像について理解を共有するなどの取組も大切です。また、保護者の心身の状況にも配慮する必要があります。

### (3) 評価の留意点

○指導計画等に在園時間が長くなることについての位置づけがされていることを確認するとともに、在園時間の長い園児に配慮した環境の整備や教育・保育内容・方法、保育教諭間の引継ぎ、保護者との連携がどのように実施されているか等について確認します。

○保護者の仕事上の都合等で、在園時間が予定よりも長くなった場合の園児への対応についても確認します。

○午睡をする子、しない子の活動をどちらも保障する工夫がされているかなど、3歳以上児の1号認定子どもと2号認定子どもの保育時間が異なることによる教育・保育の配慮がなされているかも確認します。

○本評価基準に言う「在園時間が長い」とは「延長保育事業」に限らず、通常の保育が長時間にわたることも含みます。

A12 A-2-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画（接続）、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。

評価の着眼点

- 計画の中に小学校との接続や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた教育・保育が行われている。
- 園児が、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- 保護者が、小学校以降の園児の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- 保育教諭等と小学校教員との意見交換、合同研修や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
- 施設長の責任のもとに関係する保育教諭等が参画し、「幼保連携型認定こども園児指導要録」及び「認定こども園こども要録」を作成している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、小学校との接続や就学を見通した教育・保育がどのように行われているか、計画・内容・方法と、保護者との関わりの取組について評価します。

### (2) 趣旨・解説

○認定こども園での生活や遊びの中で積み重ねられてきた園児の様々な育ちが、小学校以降の生活や学びへとつながっていくよう教育・保育内容の工夫を図ることが大切です。

○教育・保育内容は、学びに向かう際に基礎となる自尊感情を育むこと、友だちと一緒に学ぶための社会性を培うこと、知る楽しみや好奇心を大切にすることなどが基本です。活動の中で文字や数等を扱う場合でも、生活と遊びを通して、自然に子どもたちに認識されるよう配慮することが必要です。

○認定こども園の園児が、小学校を訪問したり、小学生と交流をする機会等を設けて、園児が小学校の生活に対する見通しを持てるようにすることも重要です。

○保育教諭等が小学校教員等と合同で研修したり、行政及び他の専門職も含めた地域の連絡会を設けたりするなど、連携を図ることも重要です。

○保護者の就学への不安を取り除き、期待と見通しが持てるような取組も必要です。

○認定こども園から就学先の小学校に、園児の育ちを支える資料「幼保連携型認定こども園児指導要録」及び「認定こども園こども要録」を送付することになっています。指導要録は、認定こども園での園児の育ち・発達の状況を的確に記録するとともに、園児の良さや全体像が伝わるように工夫する必要があります。また、保護者の思いを踏まえて記載する必要があります。

### (3) 評価の留意点

○指導計画等に小学校との接続や就学に向けた取組が記載されているか、園児の好奇心に答え、友だちと興味関心にそった協同的な活動に取り組んでいるか、保護者に対して小学校以降の生活を見通せるような関わりを持っているかなどの取組を評価します。

○小学校や行政の担当者との具体的な連携方法・内容について確認します。

○配慮を必要とする園児に関する連携とともに、就学するすべての園児について、どのような計画のもと教育・保育が行われているか、それによる園児の成長について、小学校と共有しているか等の取組を確認します。

A-2-(3) 健康管理

A⑬ A-2-(3)-① 園児の健康管理を適切に行っている。

【判断基準】

- a) 園児の健康管理を適切に行っている。
- b) 園児の健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 園児の健康管理を適切に行っていない。

評価の着眼点

- 園児の健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの園児の心身の健康状態を把握している。
- 園児の体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
- 園児の保健に関する計画を作成している。
- 一人ひとりの園児の健康状態に関する情報を、保育教諭等に周知・共有している。
- 既往症や予防接種の状況など、保護者から園児の健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
- 保護者に対し、園の園児の健康に関する方針や取組を伝えている。
- 保育教諭等に乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
- 保護者に対し、乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する必要な情報提供をしている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、園児の健康管理に関する認定こども園の実施体制の整備と、それにもとづく適切な健康管理の取組について評価します。

### (2) 趣旨・解説

○園児の健康と安全の確保は、認定こども園での生活の基本です。そのためには、一人ひとりの園児の健康状態、発育・発達状態に応じて、園児の心身の健康の保持増進を図る必要があります。また、認定こども園は、園児が集団で生活する場であり、一人ひとりの園児に加えて、集団の園児の健康と安全の確保に努めなければなりません。

○健康管理は、一人ひとりの園児の健康状態と集団の状況に応じて日々、丁寧に実施することが大切であり、組織として園児の健康管理に関する基本的なマニュアルを整備し、それぞれの保育教諭等が必要な知識等を習得しておくことが必要です。

○園児の保健に関する計画（保健計画）を作成し、発育・発達に適した生活を送ることができるよう援助します。

○園児の健康管理においては、保育教諭と看護師、調理員・栄養士等の職員ならびに嘱託医との連携が不可欠であり、一人ひとりの園児の健康状態等の必要な情報の共有、実施体制を定めて施設長が責任者となり組織的に取り組むことが必要です。

○認定こども園での健康で安全な生活には、保護者との協力は不可欠です。常に密接な連携を図り、園児の健康状態に関わる情報共有が適切に行われるよう心がける必要があります。

○保護者から、家庭での生活状況、既往症や予防接種の接種状況、乳幼児健診等、園児の健康状態に関する情報を得られるような取組が必要です。

○認定こども園における園児の健康に関する方針や取組について、保護者に周知するとともに、園児の健康に関する必要な情報提供を行うことが大切です。

○乳幼児突然死症候群（SIDS）は、それまで元気だった乳幼児が、事故や窒息ではなく眠っている間に突然死亡してしまう病気です。原因はまだわかっていませんが、認定こども園では、寝かせつけの際には、うつぶせ寝をさけ、睡眠時にチェック表を利用して乳幼児の様子を把握するなど、十分な配慮が必要です。

### (3) 評価の留意点

○健康管理に関するマニュアル、計画、記録等により、健康管理の実施体制・実施状況を確認します。

○認定こども園と家庭で情報共有しながら、園児の健康の保持に努めている状況を確認します。

○一人ひとりの園児の健康状態について、職員間でどのように情報共有を図っているかを確認します。

**A14** A-2-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。

**【判断基準】**

- a) 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。

**評価の着眼点**

- 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
- 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、教育・保育が行われている。
- 家庭での生活に活かされ、教育・保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、健康診断・歯科健診の結果について保育教諭等へ周知し認定こども園における教育・保育に反映させる取組、および保護者が園児の状態を理解し、日常生活に生かせるよう保護者への連絡を行っているかについて評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 健康診断・歯科健診は、一人ひとりの園児の発育・発達状態や健康の状態を知り、日々の健康管理に有効に活用することが大切です。そのためには、記録を残すとともに、園児の健康増進、又は受診、治療のために、保護者とも連携して進めていく必要があります。
- 診断結果によっては、囑託医、保護者と連携し適切な援助が受けられるよう、市町村や保健・医療の関係機関と連携を図ることが必要です。
- 歯科健診については、歯と口の健康が生涯の心身の健康に影響することから、健診のみではなく、歯磨き指導や食生活を含めた心身の健康教育を計画するなど保護者や園児に関心を持てるよう援助することも大切な取組です。

### (3) 評価の留意点

- 健康診断・歯科健診の結果の教育・保育内容への反映、家庭での生活につなげるための保護者との連携の取組について確認します。
- 健康診断・歯科健診結果の職員間での情報共有方法について確認します。
- 診断結果に基づいて、囑託医や医療機関と連携を図っている場合、記録を確認します。

**A⑮** A-2-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。

**【判断基準】**

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、適切な対応を行っていない。

**評価の着眼点**

- アレルギー疾患のある園児に対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(H23年厚労省通知)、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(H20年公益財団法人日本学校保健会発行)等をもとに、園児の状況に応じた適切な対応を行っている。
- 慢性疾患等のある園児に対して、医師の指示のもと、園児の状況に応じた適切な対応を行っている。
- 保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。
- 食事の提供等において、他の園児たちとの相違に配慮している。
- 保育教諭等は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。
- 他の園児や保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児に対し、医師からの指示を得て、適切な対応を行うための取組について評価します。

### (2) 趣旨・解説

○アレルギー疾患、慢性疾患等の園児の教育・保育にあたっては、医師（かかりつけ医、専門医等）および保護者との連絡を密にして、病状の変化や教育・保育の制限等について全保育教諭等が共通理解をもち、園児の状況に応じた教育・保育ができるよう、組織的に対応する体制が必要です。

○アレルギー疾患については、厚生労働省が示している「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」等の内容を理解し、組織的に対応を図ります。

○アレルギー対策等は、緊急を要することも多く、園長のリーダーシップの下に、認定こども園における緊急対応マニュアルの作成や保健に関する計画などのもと管理・運営を行うことが必要です。

○アレルギー疾患においては誤食等により死に至ることもあるため、入園前に保護者から十分な聴き取りを行うほか、日ごろから医師（かかりつけ医、専門医等）との連携を図ることや、記録方法の配慮等、適切な対応策を講じておくことが重要です。

○他の園児や保護者が、アレルギー疾患や慢性疾患等について、正しく理解できるよう留意することが必要です。

### (3) 評価の留意点

○マニュアル、計画、記録等により、アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児の教育・保育の状況や緊急時の対応方法・体制等を確認します。

○認定こども園と保護者との連携状況を記録により確認します。

○アレルギー疾患、慢性疾患や具体的な対応等について、保育教諭等に対し研修等の機会を設けているかを確認します。

A-2-(4) 食事

A⑯ A-2-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。

評価の着眼点

- 食に関する豊かな経験ができるよう、食育計画を作成し、指導計画に位置づけ取組を行っている。
- 園児が楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
- 園児の発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
- 食器の材質や形などに配慮している。
- 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
- 園児が、食について関心を深めるための取組を行っている。
- 園児の食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、園児が食事を楽しむことができる環境の整備と取組・工夫、家庭との連携について評価します。

### (2) 趣旨・解説

○認定こども園における食育は「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うために、毎日の生活と遊びの中で、自らが意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、大人や仲間などの人々と楽しみ合う園児に成長していくことが期待されています。

○乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、指導計画に位置づけ、その評価及び改善に努めることが求められます。

○発達にあった調理方法や栄養のバランスはもとより、食育の観点から食生活習慣の確立、栄養・食への関心、心の健康づくりという目的に応じて一人ひとりの園児に配慮することが大切です。

○園児が、楽しく落ち着いて食事をするためには、以下のような食事環境の整備や工夫が求められます。

- ・ 食事をする部屋は、衛生的で温かな親しみとくつろぎの場となるようにする。
- ・ 園児の発達に応じたテーブル・椅子・食器・食具等の配慮をする。
- ・ 友だち、保育教諭、地域の人々や保護者など一緒に食事をする人の構成に配慮する。
- ・ 時には戸外で食べるなどの食事のスタイルの工夫をする。
- ・ 食事をつくるプロセス、調理をする人の姿に触れることができるようにする。

○自分にちょうどよい食事の量は、3歳頃から徐々に判断できるようになります。自分の適量を知る経験を積み重ねていくことが必要です。また苦手なものでも自分で選んだ量は、自分にあった量として前向きな気持ちで受け止め食べることができます。「残さず全部食べた」という達成感により、食に対する前向きな気持ちを育むことが大切です。

○食事の準備や片づけ、園児が食材に触れる体験、栄養と健康に関する体験等、園児が「食」について関心を深めるための取組が必要です。

○家庭の食生活との関係に十分配慮しながら、認定こども園における食生活の充実を図ることも必要です。

○保護者に対しては、以下のような認定こども園での園児の食事の様子や認定こども園の食育の取組を伝えるなど、食を通じた支援も大切な取組です。

- ・ 提供した食事の写真やサンプルを掲示し、その日の献立や量を保護者に知らせる。
- ・ 乳幼児期の「食」の大切さを保護者に伝える取組。
- ・ レシピの提示、試食会などにより、栄養・味付け・食べ方など認定こども園で配慮している事項への関心を促す取組。
- ・ 保護者からの食に関する相談への対応。

### (3) 評価の留意点

○食育、食に関する取組が、教育・保育内容の一環として教育・保育の計画（教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画・指導計画）に位置づけられていることを確認し、園児が食事を楽しむことができる工夫・取組を確認します。

○評価にあたっては、訪問調査時に園児たちの食事の様子を観察することも有効です。

○食事が、園児たちにとって楽しみなものとなるように検討する機会をもっているかを確認します。

**A17** A-2-(4)-② 園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

**【判断基準】**

- a) 園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。

**評価の着眼点**

- 一人ひとりの園児の発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
- 園児の食べる量や好き嫌いなどを把握している。
- 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
- 季節感のある献立となるよう配慮している。
- 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
- 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、園児たちの話を聞いたりする機会を設けている。
- 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供するための献立や調理等の工夫、衛生管理の取組について評価します。

### (2) 趣旨・解説

○食事は、園児の身体的成長の基本であり、一人ひとりの園児の発達状況や家庭での生活状況、健康状態等を把握し、おいしく安心して食べることのできる食事を提供することが必要です。

○認定こども園での食事の提供は、食育に位置づけられていることから、食事の提供を含む食育の計画を作成する必要があります。

○園児の嗜好、喫食状況などを把握し、メニューや調理方法などを工夫し、園児にとっておいしく魅力のある食事となるよう評価・改善を行うことが必要です。

○旬の物や季節感のある食材を使ったり、行事食を提供するなど、季節感のある献立となるよう工夫することが大切です。

○地域の様々な食文化等に関心をもつことができるよう、食事内容や行事等の内容に配慮することが必要です。

○調理員・栄養士等の献立の作成や調理に直接携わる職員が、園児の食事の様子を見たり、一緒に食事をしたり、園児たちの話を聞いたりして、食事の進み具合や食べ方、表情や感想、食事の雰囲気等を確認することは、提供する食事の評価・改善を行ううえで大切な取組です。

○園児が安心して安全に食べることのできる食事を提供するために、認定こども園内の衛生管理の体制を整備することは最低限の義務であり、教育・保育の質の向上を図るうえで積極的に取り組むことが必要です。

○衛生管理の体制確立は、園長が明確な目的意識のもとにリーダーシップを発揮し、組織的、継続的に取り組むことが必要です。

○衛生管理を目的としたマニュアル等を整備し、組織内の体制を確立し実行していくことは、職員全体で意識を向上させていくうえでも大切なことです。

### (3) 評価の留意点

○園児がおいしく安心して食べる食事を提供するための献立の作成や調理の工夫等について具体的取組を確認します。

○評価にあたっては、訪問調査時に園児たちの食事の様子を観察することも有効です。

○衛生管理のマニュアルは、認定こども園の状況に応じて園独自に作成することが望ましいものですが、自治体が作成したもの、またはそれに準じたものを活用していることも認定こども園の取組として評価します。

○食物アレルギーや慢性疾患等のある園児への対応については、「A<sup>15</sup>A-2-(3)-③」で評価します。

## A-3 子育て支援

### A-3-(1) 家庭との緊密な連携

#### A⑱ A-3-(1)-① 園児の生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

##### 【判断基準】

- a) 園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っている。
- b) 園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っていない。

##### 評価の着眼点

- 連絡帳等による日常的なコミュニケーション・情報交換により、家庭との連携を行っている。
- 教育・保育の意図や内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
- 様々な機会を活用して、保護者と園児の成長を共有できるよう支援をしている。
- 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。
- 子育てについては、保護者の意思を尊重している。
- 個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- 認定こども園の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- 相談内容を適切に記録している。
- 相談を受けた保育教諭等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、園児の発達や教育・保育の意図などについて保護者等の理解を得ること、また、保護者の子育ての不安や負担軽減を図ることにより園児の生活を充実させるための家庭との連携の取組について評価します。

### (2) 趣旨・解説

○家庭との適切な連携を図り教育・保育を行っていくためには、園児の発達過程や教育・保育の方針や意図について保護者との相互理解を図ることが重要です。また、家庭の状況に応じ、保護者とあわせ家族との連携が必要な場合もあります。

○認定こども園の教育・保育の方針や教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の内容、日々の教育・保育の意図などについて、入園時、日々の送迎の際の対話や連絡帳、行事、懇談会などの機会をとらえ、保護者が理解しやすい方法で伝えていくことが大切です。

○教育・保育実践の場に保護者が参加することも大切です。教育・保育を観るだけの参観に対して、保育参加は直接園児とふれあい、働きかける機会です。園児からの反応も直接的に実感できることから、保護者が教育・保育の意図を理解したり、園児の発達や育児をともに考える良い機会です。

○認定こども園と保護者との情報交換の内容には、関係職員全員で共通理解としておくべき内容も多く記録が必要です。内容に応じ、指導計画に反映させることが必要です。

○記録にあたっては、どのような内容は記録に残さなければならないかといった基準を明確に定めているか、さらに記録する内容について職員間で標準化するように取り組むことが大切です。

○認定こども園における保護者の個別的な支援は、個々の保護者の思いや意向、要望、不安や悩みなどに対して、保育教諭等の知識・技術など認定こども園の専門性をもって行います。内容によっては、ソーシャルワークやカウンセリング等の知識や技術を援用する必要があります。

○具体的には、様々な場面で保護者の子育ての相談に応じたり、個別面談など個別の支援の機会を設ける等の取組について評価します。

○主たる援助者となる園長や教頭等が役割分担し支援する必要があるため、組織として保護者を支援する体制づくりが必要です。

### (3) 評価の留意点

○日常的な情報交換の状況、園児の発達や教育・保育の意図などについて、保護者の意思を尊重し相互理解を図るための取組が行われているかについて確認します。

○保護者会や保護者懇談会、保育参加等、保護者と直接関わる機会を用意しているかを確認します。

- 保護者や園児の現状や相談内容と支援の状況を記録しているか、また、どのように職員間で共有しているかを確認します。
- 障害や発達上の課題のある園児の保護者や外国籍家庭への支援を行っているかを確認します。
- 園児や保護者の状況や意向を踏まえた指導計画の作成については、「42Ⅲ-2-(2)-①」で評価します。

A-3-(2) 地域の子育て家庭への支援

A⑩ A-3-(2)-① 地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。

【判断基準】

- a) 地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。

評価の着眼点

- 地域での子育てに関する場所や、情報の提供がされている。
- 地域の子育て家庭の保護者等からの相談に応じる体制があり、取組を行っている。
- 認定こども園の特性を生かした子育て家庭への支援を行っている。
- 相談内容を適切に記録している。
- 相談を受けた保育教諭等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。
- 地域の人々との連携により子育て家庭への支援を行っている。
- 地域の家庭をめぐる課題については、知識や技術を有する関係機関につないで連携している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てすることができるようにするための認定こども園による地域の子育て家庭の保護者支援の取組について評価します。

### (2) 趣旨・解説

○地域の子育て家庭の保護者に対する支援は、地域に開かれた認定こども園として重要な役割があります。認定こども園における様々な場面を活用しながら、地域の子育て家庭の保護者の状況に応じた支援が必要です。

○地域の子育て家庭の保護者に対する支援について、認定こども園の教育・保育の方針や教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の内容に位置づけ、職員に周知することが必要です。

○具体的には、様々な場面で保護者の子育ての相談に応じたり、個別面談など個別の支援の機会を設ける等の取組について評価します。

○地域の子育て家庭の保護者が、子育て支援（子育てサークルやイベント、園庭開放等）が受けられるよう、園内掲示や配布物だけでなく、ホームページや地域の広報誌等様々な媒体を使って積極的に情報を発信していることが大切です。

○地域の子育て家庭の保護者の支援は、個々の保護者の思いや意向、要望、不安や悩みなどに対して、保育教諭等の知識・技術など認定こども園の専門性をもって行います。例えば、食事や排せつ等の基本的な生活習慣の自立のことや遊具の使い方等、子どもや保護者の状況に応じて、具体的な助言等が行われることが大切です。

○子育て支援の活動に際しても、認定こども園の機能や人材だけにとどまらず、地域の人々との連携が必要です。さらに地域の家庭をめぐる課題については、知識や技術を有する関係機関と連携してつないでいくことが大切です。

○認定こども園と地域の子育て家庭の保護者との相談内容を記録し、必要に応じ関係職員で共通理解を図ることが必要です。

○園長や教頭等が役割分担し支援する必要があるため、組織として地域の子育て家庭の保護者を支援する体制づくりが必要です。

### (3) 評価の留意点

○認定こども園における地域の子育て家庭の保護者支援の組織的な取組、相談対応の体制や状況等について確認します。

○地域の子育て家庭の保護者にとって、子育て支援に有効な機関等の情報提供の方法について確認します。

○地域の子育て家庭の保護者や子どもの現状や相談内容と支援の状況を記録しているか、また、どのように職員間で共有しているかを確認します。

○障害や発達上の課題のある地域の子育て家庭の保護者や外国籍家庭への支援を行っているかを確認します。

**A⑳** A-3-(2)-② 家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

**【判断基準】**

- a) 家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

**評価の着眼点**

- 不適切な養育（虐待）等の兆候を見逃さないように、園児の心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- 不適切な養育（虐待）等の可能性があると感じた場合は、速やかに園内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- 不適切な養育（虐待）等となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- 職員に対して、不適切な養育（虐待）等が疑われる園児の状態や行動などをはじめ、不適切な養育（虐待）等に関する理解を促すための取組を行っている。
- 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- 不適切な養育（虐待）等を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

- 本評価基準では、在園時に限らず家庭での不適切な養育（虐待）等を受けていると疑われる園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防のための取組について評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 児童虐待防止法第5条では、「学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」と規定されています。

また、「児童虐待の予防」「児童虐待の防止」「児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援」に関する国及び地方公共団体の施策への協力への努力義務が規定されています。

さらに、「児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発」への努力義務が規定されています。

- 認定こども園は、園児の心身の状態や家庭での生活、養育の状態等を把握できる機会があるだけでなく、保護者の状況なども把握することが可能です。保護者からの相談を受けたり、支援を行うことにより、虐待発生に予防的に取り組むことができます。

- 認定こども園では、保護者が何らかの困難を抱え、そのために園児への不適切な養育（虐待）等となる恐れがあると思われる場合には、常に予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしていくことが必要です。

- 日頃から、不適切な養育（虐待）等となる兆候を見逃さないように保護者や園児の様子に細心の注意を払うことが必要であり、保育教諭等にもそのための意識を涵養することが重要です。

- 家庭での不適切な養育（虐待）等が疑われるような場合には、情報が園長に必ず届くような体制を整えておくことが求められます。例えば、マニュアルの整備とマニュアルに基づく保育教諭への研修の実施等があげられます。また、園長は速やかに児童相談所等の関係機関につなげていくことができるよう、連携体制を整えておくことが必要です。

- 認定こども園による対応だけでは不十分であったり、限界があると判断される場合には、児童相談所等の関係機関との連携がより強く求められます。

### (3) 評価の留意点

- 不適切な養育（虐待）等の早期発見・早期対応のためのマニュアルとこれにもとづく組織的な取組、予防的な保護者支援の状況について確認します。

- 各職員に対して、不適切な養育（虐待）等に関する基本知識などの研修実施や、家庭での不適切な養育（虐待）等の早期発見・早期対応について継続的に意識づけをどのように図っているかを確認します。

- 関係機関等との連携については、「25Ⅱ-4-(2)-①」で評価します。

A-3-(3) 園児への不適切な関わりの防止等

A21 A-3-(3)-① 園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。
- b) 園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。

評価の着眼点

- 不適切な関わりの防止の視点から、職員体制の見直し等の検討・取組を行っている。
- 不適切な関わりについて、具体的な例を示し、職員に徹底している。
- 会議等で取り上げる等により、不適切な関わりが行われていないことを確認している。
- 不適切な関わりの防止について、具体的な例を示して、園児に周知している。
- 不適切な関わり等の届出・通告制度について対応マニュアルを整備し、研修会等で職員に周知・理解をはかっている。
- 不適切な関わりがあった場合の対応方法等を明文化している。

## 評価基準の考え方と評価の留意点

### (1) 目的

○本評価基準では、認定こども園において園児の人格を辱めるような行為も含め、軽微に考えられてしまう不適切な関わりの防止と早期発見に向けた具体的な取組を評価します。

### (2) 趣旨・解説

○不適切な関わり防止の観点から、ヒヤリハット事例の蓄積と活用、保育教諭等の体制（配置や担当の見直し等）の検討等を行うことも大切な取組です。

○認定こども園は、園児への不適切な関わりを防止するために定期的に園全体で研修等を行うことや権利擁護マニュアル等の内容を理解することが必要です。

○研修等においては、不適切な関わりの具体的な例を示して保育教諭等にその防止を徹底するとともに、実際に行われていないことを園として確認していることが必要です。

○不適切な関わりの具体例を示し、園児が自分自身を守るための知識、具体的方法を学習するための機会を設けていること、また、園児からの訴えを受け止める体制整備も求められます。

○不適切な関わりの届出・通告などについて、園長はもとより全保育教諭等が熟知するとともに、園児に対しても届出・通告制度があることの説明を行うことが求められます。

○不適切な関わりがあった場合、発見した保育教諭等や園児の対応を含めてその報告や記録等に関する園としてのルールを定めておくこと、そのとおりに対応が図られていることが必要です。

### (3) 評価の留意点

○日頃から保育教諭等に対する研修や具体的な体制整備を通じて、不適切な関わりの防止について対策を講じている具体的な内容を確認します。

○園児間の暴力等を放置することも不適切な関わりであり、防止するための取組を確認します。

○「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」について園長や保育教諭等が十分知っていることを確認します。